

**中小企業新事業活動促進法
に基づく経営革新計画の
承認を受けた者に対する
支援策**

平成17年度版

平成17年5月

中小企業庁経営支援課

本法に基づく支援策に関して

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置を活用することができます。

但し、計画の承認は、支援措置を保証するものではありませんので、計画の承認後、利用を希望する支援策の申請先である支援機関の審査が必要となります。

都道府県によっては、独自の支援措置を設けている場合がございます。詳しくは、各都道府県の担当部局にお問い合わせください。

計画実施段階において問題が生じた場合、都道府県担当部局もしくは最寄りの都道府県等中小企業支援センター等にご相談下さい。

都道府県等中小企業支援センターでは、経営面や技術面をはじめ、ヒト、カネ、ノウハウに係る相談等に対し、専門家を派遣し、助言等を行っています。

また、本法承認企業だけに対する支援策ではありませんが、一般の中小企業施策で経営革新事業を行うにあたり、効果的なものも併せて説明しております。

是非、積極的にご活用下さい。

支援策の目次

- 運転資金、設備投資を希望する方は・・・
 - ・ 「中小企業信用保険法の特例」 P 4
 - ・ 「政府系金融機関による低利融資制度」 P 5
 - ・ 「小規模企業者等設備導入資金助成法の特例」 P 9
 - ・ 「中小企業投資育成株式会社法の特例」 P 10
 - ・ 「高度化融資制度」 P 11

- 新たな設備投資を行った方は・・・
 - ・ 「設備投資減税」 P 7

- 同族会社の方は・・・
 - ・ 「留保金課税の停止措置」 P 8

- 技術開発への支援を希望する方は・・・
 - ・ 「経営革新補助金」 P 3
 - ・ 「特許関係料金減免制度」 P 13

- 調査事業や販路開拓、人材養成への支援を希望する方は・・・
 - ・ 「経営革新補助金」 P 3
 - ・ 「販路開拓コーディネート事業」 P 14

- キャッシュフローの改善、充実を図りたい方は・・・
 - ・ 「設備投資減税」 P 7
 - ・ 「中小企業投資育成株式会社法の特例」 P 10
 - ・ 「ベンチャーファンドからの投資」 P 12

- 経営革新計画の承認とは無関係に受けられる、経営革新に有益な施策は・・・
 - ・ 「中小企業総合展」 P 16
 - ・ 「スタートアップ支援事業」 P 17
 - ・ 「中小企業支援センター」 P 18
 - ・ 「中小企業・ベンチャー総合支援センターの専門家継続派遣事業」 P 19
 - ・ 「OB人材と中小企業のマッチング」 P 22
 - ・ 「ポータルサイトJ-Net21」 P 23
 - ・ 「がんばれ！中小企業ファンド」 P 24
 - ・ 「中小企業基盤整備機構が管理する団地の利用」 P 25
 - ・ 「創業期にある企業への支援」 P 26

経営革新補助金

対象者：経営革新計画に基づいて事業を実施する中小企業者及び組合等（任意グループを含む。）

支援内容：都道府県知事から承認を受けた経営革新計画に従って実施する経営革新事業のための市場調査、商品化等の事業の経費の一部を補助。

(1) 補助率

2 / 3 を限度として補助（国 1 / 3、都道府県 1 / 3）
補助金利用者においては、最低 1 / 3 以上の負担が必要です。

(2) 補助対象事業

新事業動向等調査事業

新事業動向調査等を行った後、新商品・新技術・新役務開発に係る事業を行うことが必要

新商品・新技術・新役務開発事業

開発設計のみならず、試作・改良、求評に係る事業も対象。

販路開拓事業

国内外における販路開拓のための展示会等への出席や広報事業・品質表示事業等。

人材養成事業

経営革新の実施に必要な研修等。

また、国及び国の地方機関から承認を受けた経営革新計画に従って実施する経営革新のための市場調査、商品化等の事業について、補助する制度もあります。

これは、組合等（4者以上の任意グループによる共同計画を含む）に対し、国が 1 / 2 を限度として補助する制度です。

問い合わせ先：都道府県担当部局、国の地方機関等

中小企業信用保険法の特例 (信用保証の特例)

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容：

(1) 普通保証等の別枠設定

金融機関から借入れる承認経営革新事業資金に関し、保証限度額の別枠を設けています。

(保証限度額)	通常	別枠
普通保証	: 2億円以内	2億円以内(組合は4億円以内)
無担保保証	: 8,000万円以内	8,000万円以内
無担保無保証人保証	: 1,250万円以内	1,250万円以内

なお、「無担保無保証人保証」においては、小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の企業あるいは個人)のみが対象となります。

(2) 新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用)について、保証限度額を引き上げております。

通常	2億円以内	3億円以内
(組合の場合、)	4億円以内	6億円以内)

他の支援策による別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。

問い合わせ先：

各都道府県等の信用保証協会
(社)全国信用保証協会連合会 TEL 03-3271-7201(代表)

政府系金融機関による低利融資制度

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容：

(1) 貸付利率

特別利率 (土地に係る資金(基準金利)を除く。2.7億円(組合:5.4億円(組合員数20名以上の場合8.1億円))を超えた額においては基準金利)

ただし、担保・保証人徴求特例等を受ける場合は、別に定める利率が上乘せされます。

(2) 貸付限度額

個人又は法人：設備資金 7.2億円(うち長期運転資金 2.5億円)
組合 : 14.4億円(組合員20人以上の場合は24.0億円)
(国民公庫は、設備資金7,200万円 うち運転資金4,800万円)

(3) 貸付期間

設備資金 : 原則15年以内(うち据置期間2年以内)
ただし、実情に応じ20年以内

長期運転資金：原則5年以内(うち据置期間1年以内)
ただし、実情に応じ7年以内(ただし、実情に応じ3年以内)

金利については固定金利ですが、借入の時期等により改定されます。

担保等特例及び問い合わせ先...次ページをご覧ください。

(4) 担保等特例について

担保の不足する中小企業者の方におかれましては、

- ・中小公庫では、() 1事業者あたり5,000万円を限度として、全部担保徴求の免除措置(無担保特例)。また、() 経営革新のための資金全体で8,000万円を限度として、融資額の3/4まで一部担保徴求の免除措置(担保不足特例)があります。
- ・商工中金では、経営革新のための資金全体で8千万円を限度として、担保徴求を行わずに貸付を受けることができます。(企業ごとの審査内容に応じて、8千万円を上限として全部又は一部担保徴求を免除する制度。)

また、本人保証免除の措置があります。経営革新のための資金全体として、設備資金：7億2千万円、運転資金：2億5千万円が限度額となります。(中小公庫・商工中金)

第三者保証人を依頼することが困難な方については、2,000万円を限度として、第三者に代わり、ご家族や社内の方を保証人とする措置があります。(国民公庫)

上記 ~ を利用する場合には、特別利率 の他に、上乗せ金利が追加されます。

上記 の()と()については、同時利用も可能です。

上記 と についても、同時利用可能です。

問い合わせ先

中小公庫相談センター (東京)	TEL	03-3270-1260
(名古屋)	TEL	052-551-5188
(大阪)	TEL	06-6345-3577
(福岡)	TEL	092-781-2396
商工中金相談センター	TEL	03-3246-9366
国民公庫相談センター (東京)	TEL	03-3270-4649
(名古屋)	TEL	052-211-4649
(大阪)	TEL	06-6536-4649
沖縄公庫(本店)	TEL	098-941-1700

設備投資減税

対象者：経営革新計画に従って事業を行おうとする中小企業者。

計画に従って導入される機械及び装置について、特別償却又は税額控除が認められます。なお、同一の機械・装置について、他の特別償却又は税額控除制度と重複しての適用は、認められません。

(1)対象設備

取得又は製作の場合：1台又は1基の取得価額が280万円以上

リースの場合：1台又は1基のリース費用の総額が370万円以上

(2)特別償却、税額控除の率

取得又は製作の場合：取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却

リースの場合：リース費用総額の60%相当額について7%の税額控除

なお、税法上の中小企業者は資本金1億円以下の法人又は個人となっていますが、資本金に係わず経営革新計画の承認を受けた全法人又は個人においては、対象となります。

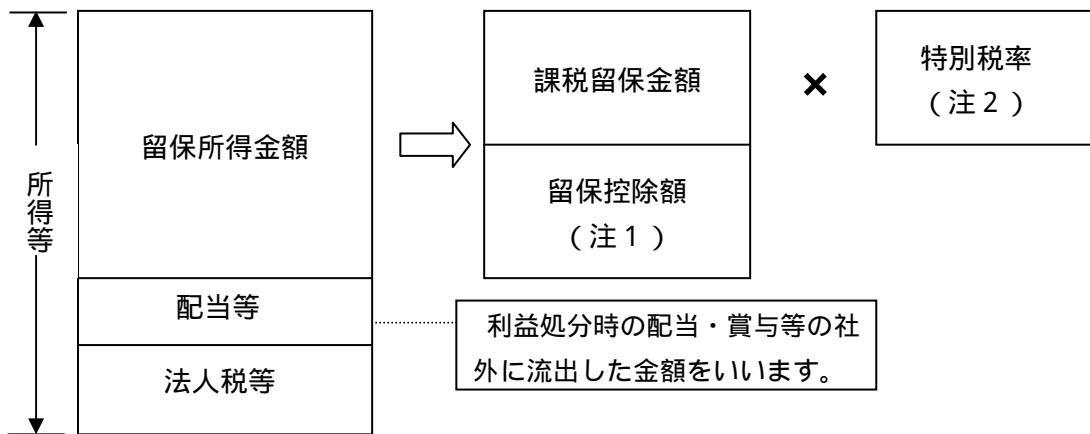
問い合わせ先：都道府県担当部局、国の地方機関等

留保金課税の停止措置

対象者：経営革新計画の承認を受けた企業のうち同族会社

経営革新計画の承認を受けた企業のうちで、同族会社（3人以下の株主等で持株割合が50%超の会社）においては、通常課税対象となる留保金課税が停止されます。

留保金課税額 = [所得等 - (配当等 + 法人税等) - 留保控除額] × 特別税率



(注1) 留保控除額

所得基準額 = 当事業年度の所得額の金額 × 35%

定額基準額 = 年1,500万円

積立金基準額 = 期末資本金の25%相当額 - 期末利益積立金額
、 、 のうち、最も多い額

(注2) 特別税率

課税留保金額が、

- ・年3,000万円以下の金額 10%
- ・年3,000万円超、年1億円以下の金額 15%
- ・年1億円を超える金額 20%

問い合わせ先：都道府県担当部局、国の地方機関等

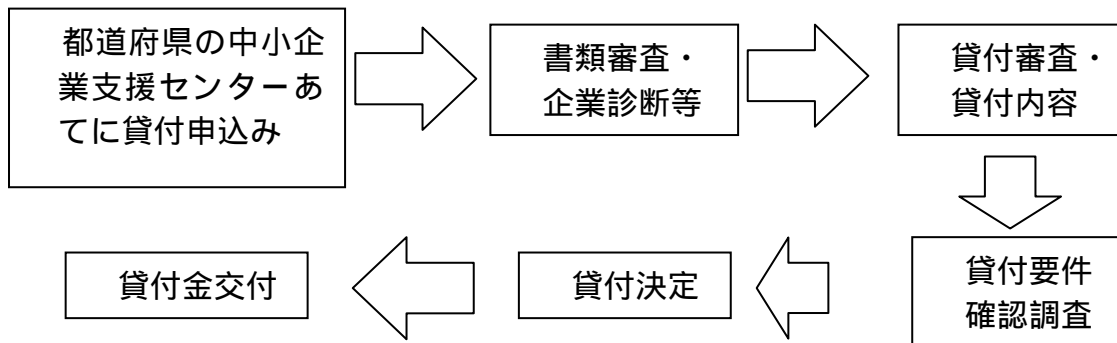
小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 (設備資金貸付制度)

対象者：経営革新計画の承認を受けた小規模事業者及び中小企業者（常時使用する従業員数が50人以下）

貸付条件

	通常	特例
貸付限度額	4,000万円	6,000万円
貸付割合	所要資金の1/2以内	所要資金の2/3以内
貸付利率	無利子	
償還期間等	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還	
担保又は保証人	連帯保証人又は物的担保が必要	

手続の流れ



問い合わせ先：各都道府県の中小企業支援センター

（財）全国中小企業設備貸与機関協会 TEL 03-5565-0845

（注）本事業を実施していない都道府県がありますのでお問い合わせください。

中小企業投資育成株式会社法の特例

(投資の特例)

対象者：(1) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者のうち、資本金が3億円を超える株式会社

(2) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者によって経営革新事業を行うために設立される株式会社であって、資本金が3億円を超えるもの

通常、投資育成株式会社の事業の対象となるのは、資本の額が3億円以下の企業に限られますが、承認経営革新計画に従って、経営革新のために資金の調達を図る場合、資本の額が3億円を超える場合であっても、中小企業投資育成株式会社の事業の対象とします。

また、本特例制度により中小企業投資育成株式会社の投資事業の対象となった株式会社は、中小企業投資育成株式会社の行う追加投資事業及びコンサルティング事業等（経営革新事業以外についても対象）の対象とします。

(1) 投資事業

会社の設立に際し発行される株式の引受け事業

増資新株の引受け事業

新株予約権の引受け事業

新株予約権付社債等の引受け事業

(2) 育成事業（コンサルティング事業）

投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債を保有している投資先企業からの依頼に応じ、効果的育成が図られるよう、経営管理又は技術の状況に応じ適切な指導を行う。

問い合わせ先：中小企業投資育成株式会社

・東京社（名古屋以東）

TEL03-5469-1811

・名古屋社（愛知・岐阜・三重・富山・石川）

TEL 052-581-9541

・大阪社（名古屋以西・福井）

TEL06-6341-5476

高度化融資制度

対象者：経営革新計画事業に基づき高度化事業を実施する組合等

支援対象： 中小企業の組合等が承認を受けた経営革新計画に従って実施する以下の高度化事業が融資の対象となります。

高度化融資制度は、通常は有利子ですが、経営革新計画の承認を受けた組合等については、無利子になります。

なお、計画承認を受けた4社以上の任意グループが下記(6)「経営改革事業」を行う場合には、組合同様に対象となります。

高度化事業の内容は、以下のとおりです。

- (1) 集団化事業 生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
- (2) 施設集約化事業 工場などが1つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
- (3) 共同施設事業 物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
- (4) 連鎖化事業 中小小売業者が共同でPOSシステムを導入するなど、中小小売業者などが、営業の独自性を維持したまま、チェーン店として流通の合理化を図ります。
- (5) 設備リース事業 1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買い取り予約付でリースします。
- (6) 経営改革事業 新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します。
- (7) 企業合同事業 中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります。

金利 : 無利子(通常は、年0.80%)

償還期限 : 20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
(5)の設備リース事業については当該設備の耐用年数以内)

据置期間 : 3年以内((5)の設備リース事業は1年以内)

融資割合 : 80%以内

問い合わせ先：都道府県高度化担当部局

中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 地域連携推進グループ

TEL 03-5470-1528

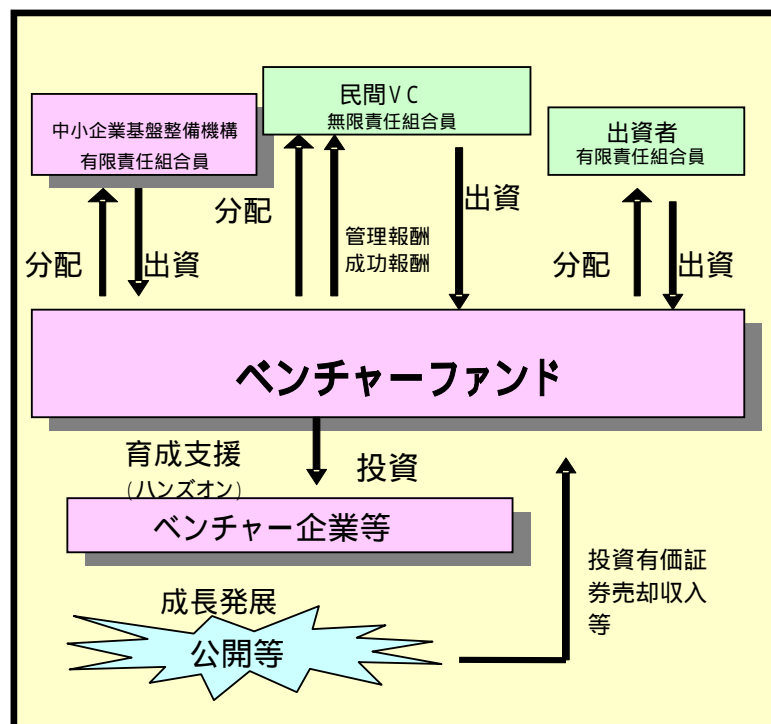
ベンチャーファンドからの投資

対象者：経営革新計画の承認を受けた株式会社

出資事業の概要：ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として、民間のベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等への投資を行い、資金調達支援及び経営支援を行います。

支援内容：経営革新計画に従い経営革新のための事業を行い、株式公開を目指す未公開株式会社は、ベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）からの投資の対象となっています。

投資の対象となるのは、経営革新計画のための事業に必要な資金に限られません。



問い合わせ先： 中小企業基盤整備機構 新事業支援部 資金支援課

TEL 03-5470-1570

特許関係料金減免制度

対象者：経営革新計画のうち技術開発に伴う研究開発事業に係る特許申請等を行う
中小企業者

（経営革新計画終了後2年以内の特許申請等も対象）

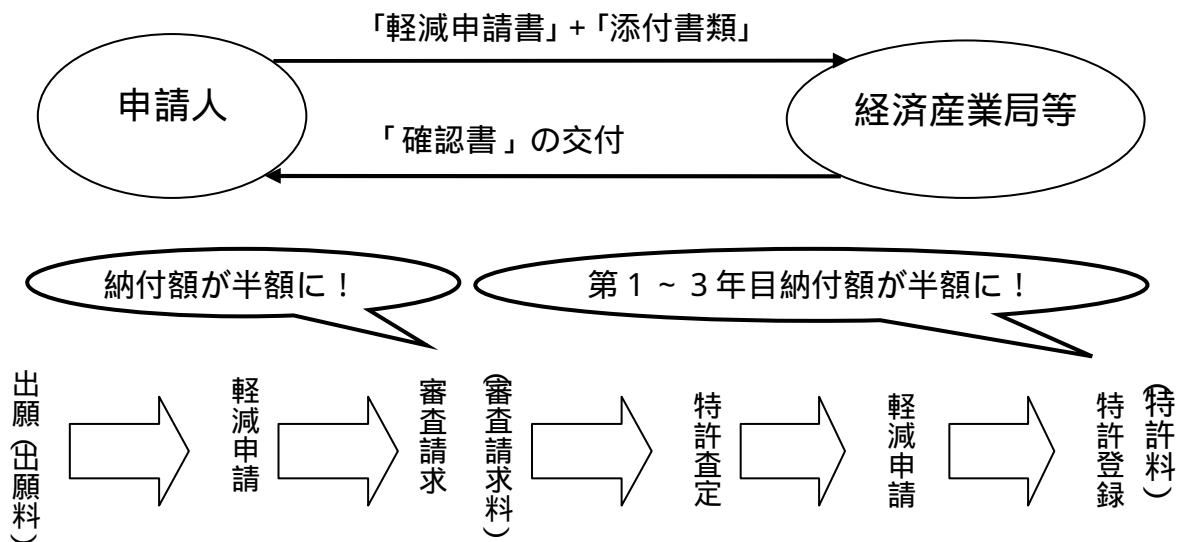
なお、既に経営革新計画の承認を受けている中小企業者においても、今後、審査請求又は特許登録を行う場合にも対象となります。ただし、既に納付している料金についての還付はありません。

支援内容：以下の特許関係料金について半額軽減

1. 審査請求料
2. 特許料（第1～3年分）

軽減申請の流れ

1. 各経済産業局に対し「審査請求料（又は特許料）軽減申請書」と「添付書類（経営革新計画承認証等）」を提出します。
2. 局にて審査後、承認されると確認書が交付されます。
3. 交付された確認書の確認書番号を記載し、「審査請求書（又は特許料納付書）」を特許庁に提出します。



問い合わせ先：経済産業省 産業技術環境局 産業技術政策課

TEL 03-3501-1773

特許庁 総務部 総務課

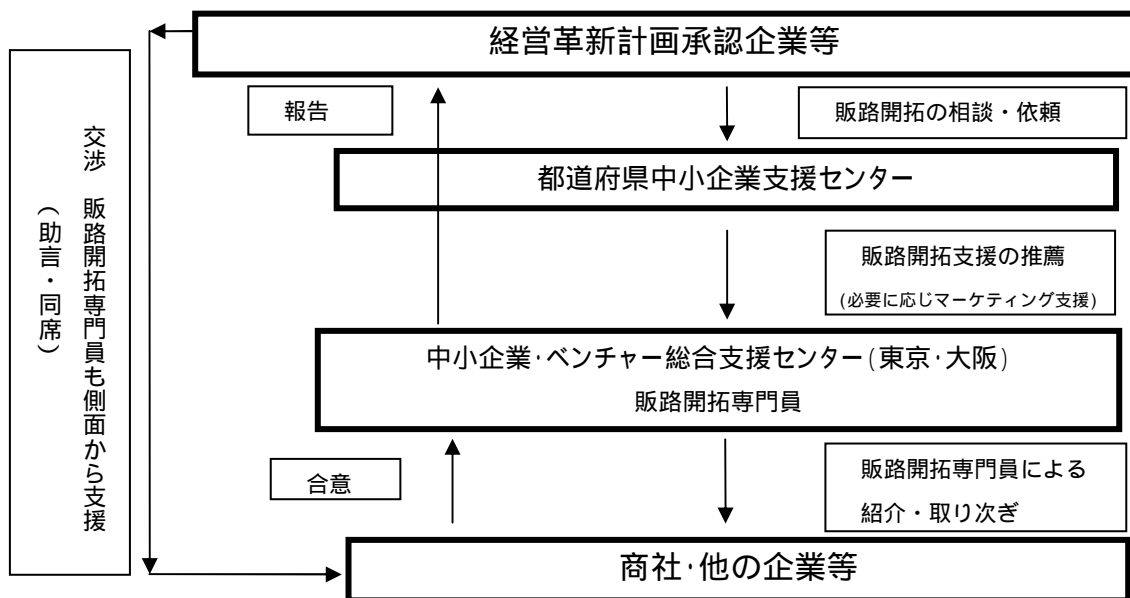
TEL 03-3581-1101 内線 2105

販路開拓コーディネート事業

対象者：経営革新計画の承認を受けて開発した、新商品等の販路開拓先を希望している中小企業者・組合等。

支援内容：大規模なマーケットである東京圏・大阪圏をターゲットとして、市場化・事業化を促進する制度です。

東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに、商社OB等の販路開拓の専門家を配置し、経営革新計画承認企業などが開発した新商品等を、商社・企業などに紹介し、または取り次ぎを行い、具体的な販路開拓活動を支援します。



問い合わせ先：中小企業・ベンチャー総合支援センター(20ページ参照)

経営革新計画の承認とは無関係に受けられる 経営革新に有益な施策

次ページ以降に記載されてある支援策は、一般の中小企業者向けではあるものの、経営革新計画に取り組む中小企業にとって、活用すると有益な支援措置であるため、参考として載せているものです。

次ページ以降記載の支援策

- ・ 中小企業総合展
- ・ スタートアップ支援事業
- ・ 中小企業支援センター
- ・ 中小企業・ベンチャー総合支援センターの専門家継続派遣事業
- ・ OB人材と中小企業のマッチング
- ・ ポータルサイトJ-Net21
- ・ がんばれ！中小企業ファンド
- ・ 中小企業基盤整備機構が管理する団地の利用
- ・ 創業期にある企業への支援

中小企業総合展

対象者：経営の革新に取り組む中小企業者等

経営革新に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め、紹介する場があります。参加することにより、ビジネスマッチングの機会を得ることができます。

イベント内容：中小企業者等が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取組が、出展企業による展示・プレゼンテーションにより紹介されます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されています。

実施会場：東京（東京ビックサイト）、大阪（インテックス大阪）

実施時期：会場ごとに実施時期は異なります。

東京会場：平成17年10月12日～10月14日

大阪会場：平成18年1月25日～1月27日

16年度の開催実績

東京：平成16年9月29日～10月1日（東京ビックサイト）

出展企業数：546 延べ来場者数：34,000人

大阪：平成16年10月27日～29日（インテックス大阪）

出展企業数：259 延べ来場者数：14,000人

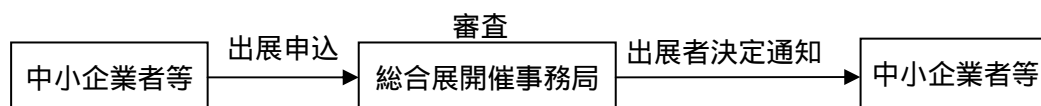
募集時期：平成17年5月～6月頃

手続の流れ

総合展開催事務局に、出展申込書を提出して下さい。

事務局において、審査委員会を設置し、当該審査委員会による書面審査を行い、出展者を決定します。

事務局から文書により出展決定を通知します。



問い合わせ先：中小企業基盤整備機構 新事業支援部 新事業支援課

TEL: 03 - 5470 - 1525

スタートアップ支援事業

(中小企業・ベンチャー挑戦支援事業)

実用化開発、知的財産取得、販路開拓等を行う際、資金面での助成を受けることができるとともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に受けられます。

事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化について、技術面と経営面から強力な支援を受けることができます。

対象者：技術シーズ、ビジネスアイデアを事業化しようとする中小企業者等

支援内容：(1) 実用化研究開発事業

中小企業者等は、実用化研究開発を行う際、要する経費の一部について、補助を受けられるとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティングを一体的に受けられます。

補助金額 100万円～4,500万円

補助率 2/3以内

募集期間 毎年度4月頃予定(年1回実施予定)

(2) 事業化支援事業

中小企業者等は、事業化活動(知的財産取得、販路開拓等)を行う際、要する経費の一部、補助を受けることができるとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティングを一体的に受けられます。

補助金額 100万円～500万円

補助率 1/2以内

募集期間 平成17年5月11日～6月15日、
11月頃(年2回実施予定)

利用方法：(1) 各経済産業局に対し、計画書を提出してください。

(2) 中小企業基盤整備機構に対し、計画書を提出してください。

問い合わせ先：

- | | | | |
|----------------|-------------------------|--------------------|------------------|
| (1) 北海道経済産業局 | 地域経済部 | 産業技術課 | TEL 011-709-5441 |
| 東北経済産業局 | 地域経済部 | 産業技術課 | TEL 022-215-7297 |
| 関東経済産業局 | 地域経済部 | 技術振興課 | TEL 048-600-0287 |
| 中部経済産業局 | 地域経済部 | 産業技術課 | TEL 052-951-2774 |
| 近畿経済産業局 | 地域経済部 | 技術課 | |
| | TEL 06-6966-6055(5月末まで) | 06-6966-6017(6月以降) | |
| 中国経済産業局 | 地域経済部 | 次世代産業課 | TEL 082-224-5680 |
| 四国経済産業局 | 地域経済部 | 産業技術課 | TEL 087-833-5736 |
| 九州経済産業局 | 地域経済部 | 技術振興課 | TEL 092-482-5465 |
| 沖縄総合事務局 | 経済産業部 | 地域経済課 | TEL 098-866-0067 |
| (2) 中小企業基盤整備機構 | 新事業支援部 | 新事業支援課 | |
| | | | TEL 03-5470-1534 |

中小企業支援センター

○中小企業・ベンチャー総合支援センター

対象者：中小・ベンチャー企業で株式公開や特許取得、直接金融による資金調達等、高度な経営課題の解決に取り組む方。

支援内容：全国9つのブロックに設置している、中小企業・ベンチャー総合支援センターでは、専門家相談窓口、専門家の派遣事業、施策情報の提供等、様々な支援事業を実施しています。

また、がんばる中小企業「何でも相談ホットライン」を開設しております。全国どこからでも、TEL 0570-009111（受付時間：平日9:00～17:00）にかけていただければ、最寄りの中小企業・ベンチャー総合支援センターの専門の相談員のアドバイスを受けることができます。お気軽にお電話ください。

○都道府県等中小企業支援センター

対象者：創業や経営革新等の様々な経営課題を抱える中小企業者の方等

支援内容：都道府県等中小企業支援センターでは、都道府県が行う中小企業施策を支援する実施機関の中心的立場として、中小企業の経営全般に知見を有するプロジェクトマネージャー等を配置し、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関等の他の中小企業支援機関と連携し、中小企業者の方が抱える問題に、ここに来れば問題解決の糸口が見つかるよう、相談窓口、専門家派遣、情報の提供等、ワンストップサービス型の支援を実施しています。

○地域中小企業支援センター

対象者：地域の中小企業者や創業を考えている方等

支援内容：創業予定者や経営革新等の課題を有する地域の中小企業者等が、様々な悩みを気軽に相談できる身近な支援拠点として、全国の広域市町村圏程度の区域ごとに「地域中小企業支援センター」を設置し、企業経営について十分な知見を有する専任のコーディネーターが、どんな小さな質問・悩みにも、きめ細かに相談に応じます。

問い合わせ先：20, 21ページ参照

中小企業・ベンチャー総合支援センターの 専門家継続派遣事業

中小企業のような経営課題の解決、新事業開拓等の企業目標の実現に向けて、専門家を継続して派遣し経営ノウハウ等のソフト面を中心に総合的なハンズオン支援（ ）を行い中小企業の成長発展を支援します。

支援センターが経営ノウハウ面のパートナーとして長期に伴走しながら、事業の発展・事業の進捗に応じて発生する様々な経営課題・テーマについて、タイムリーかつきめ細かな支援を行うものです。

対象者： 株式公開をめざすベンチャー企業、第2創業・経営革新等に取り組む中小企業。

支援内容： 企業の発展段階に応じた支援ニーズ、経営課題に即して、新事業開拓等の戦略的課題解決に必要な様々なテーマについて、複数の専門家のアドバイスによる総合的なハンズオン支援を行います。

効果的な支援を行うため、支援目標設定、支援計画、専門家チームの編成等をプロジェクトマネージャー等が適切な支援をコーディネートして計画的に推進します。

中小企業の育成・支援の第一線で活躍している、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等、経験豊富な専門家が派遣されます。

問い合わせ先： 中小企業・ベンチャー総合支援センター（20ページ参照）

また、都道府県等支援センターにおいても、専門家派遣事業を行っております。
詳しくは、各都道府県等支援センター（20,21ページ参照）にお問い合わせください。

中小企業支援センターの連絡先

中小企業・ベンチャー総合支援センター名	電話番号
「なんでも相談ホットライン」 (上記の番号にかければ、最寄りの中小企業・ベンチャー総合支援センターにつながります。)	0570-009111
北海道	011-738-1365
東北	022-716-1751
関東	03-5470-1620
中部	052-220-0516
北陸	076-223-5761
近畿	06-6910-3866
中国	082-502-7246
四国	087-811-1752
九州	092-771-9181
都道府県等中小企業支援センター名	電話番号
(財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001
(財)21 あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
(財)いわて産業振興センター	019-621-5070
(財)みやぎ産業振興機構	022-225-6697
(財)あきた産業振興機構	018-860-5603
(財)山形県企業振興公社新事業支援センター	023-647-0664
(財)福島県産業振興センター	024-525-4043
(財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5339
(財)栃木県産業振興センター	028-670-2607
(財)群馬県産業支援機構	027-255-6503
(財)千葉県産業振興センター	043-299-2651
(財)埼玉県中小企業振興公社	048-647-4101
(財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7881
(財)神奈川中小企業センター	045-633-5200
(財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
(財)長野県中小企業振興公社	026-227-5028
(財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
(財)しずおか産業創造機構	054-273-4434
(財)愛知県中小企業振興公社	052-561-4121
(財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1096
(財)三重県産業支援センター	059-228-3321
(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244
(財)福井県産業支援センター	0776-67-7420

都道府県等中小業支援センター	電話番号
(財)滋賀県産業支援プラザ	077-5111-1413
(財)京都産業21	075-315-8848
(財)大阪産業振興機構	06-6947-4375
(財)ひょうご中小企業活性化センター	078-230-8051
(財)奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312
(財)わかやま産業振興財団	073-432-3413
(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6708
(財)しまね産業振興財団	0852-60-5115
(財)岡山県産業振興財団	086-286-9626
(財)ひろしま産業振興機構	082-240-7701
(財)やまぐち産業振興財団	083-922-9925
(財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(財)かがわ産業支援財団	087-840-0391
(財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
(財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(財)福岡県中小企業振興センター	092-622-1061
(財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4422
(財)長崎県産業振興財団	095-820-8870
(財)くまもとテクノ産業財団	096-286-3311
(財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(財)宮崎県産業支援財団	0985-74-3850
(財)かごしま産業支援センター	099-219-1272
(財)沖縄県産業振興公社	098-859-6255
札幌中小企業支援センター((財)さっぽろ産業振興財団)	011-200-5511
(財)仙台市産業振興事業団(仙台市中小企業支援センター)	022-724-1122
(財)千葉市産業振興財団	043-201-9501
(財)さいたま市産業創造財団	048-851-6652
(財)横浜産業振興公社	045-225-3711
(財)川崎市産業振興財団	044-548-4141
(財)静岡産業振興協会(静岡市産学交流センター)	054-275-1655
(財)名古屋都市産業振興公社(新事業支援センター)	052-735-0808
(財)京都市中小企業支援センター	075-211-9311
(財)大阪市都市型産業振興センター(大阪産業創造館)	06-6264-9800
(財)神戸市産業振興財団	078-360-3209
(財)広島市産業振興センター	082-278-8032
(財)北九州市産業学術推進機構	093-873-1430

OB人材と中小企業のマッチング

対象者：研究開発や新事業開拓、海外進出、IT活用等の特定の経営課題を有する中小企業・ベンチャー企業の方。

支援内容：中小・ベンチャー企業の事業展開に不足しがちな、経営戦略等を助言する企業等OB人材の掘り起こしを行い、OB人材と中小・ベンチャー企業のマッチングを支援します。

- (1) 各都道府県規模で商工会・商工会議所が、全国規模で中小企業基盤整備機構が、OB人材の発掘、OB人材に関する情報を収集します。
収集したOB人材等の情報については、各商工会議所または、中小企業基盤整備機構による、ポータルサイト(J-net21)で提供いたします。
- (2) OB人材とのマッチングは、県庁所在地の商工会議所(一部除く)等で受けることができます。
- (3) 都道府県規模で発掘されたOB人材に、マッチングを求める中小企業のニーズを満たす人材が見つけれなかった場合は、中小企業基盤整備機構が、全国規模で発掘したOB人材の中から、中小企業のニーズに応え、財務、販路開拓等の経営課題に対応できるOB人材を派遣します。

問い合わせ先：

- (1) OB人材のデータベース・当施策の概要等については、中小企業支援策のポータルサイト(J-Net21 詳細は次ページをご覧ください)で公開しております。
- (2) また、OB人材情報の登録や、マッチングを受けたい場合には最寄りの商工会議所または日本商工会議所 中小企業振興部 TEL 03-3283-7846
- (3) 中小企業・ベンチャー総合支援センターを通じたOB人材の派遣事業()については、
なんでも相談ホットライン TEL 0570-009111
中小企業基盤整備機構 新事業支援部 新事業支援課
TEL 03-5470-1534

にお問い合わせください。

OB人材派遣事業で派遣されるのは、企業で経理・人事等実務を積んできた人材であり、19ページに記載のある専門家派遣事業が、中小企業診断士や税理士等の専門家を派遣する事業である点が異なります。

ポータルサイト J-Net 2 1

中小企業基盤整備機構が、インターネット上に「中小企業に関する総合的な情報提供サイト」を開設し、中小企業者の皆さんや支援機関の担当者による広範な情報の管理・検索を可能としています。

サイトの内容：創業や経営上の問題点について、インターネットから必要な中小企業施策の情報を入手していただけます。また、中小企業の施策活用事例集、製品・技術・取引情報の提供も行っていますのでご利用下さい。

【キーワード検索機能】

調べたい用語を入力する事により必要な情報が簡単に入手できます。

【Q&Aコーナー】

経営課題等に専門家がQ&A方式で答えています。

【経営実態把握サポートサイト】

中小企業の方が、自社の財務情報等を入力すると、自社のデフォルト危険度や経営上の問題点についての指摘を受けることができます。

【M & A マッチングサポートサイト】

M & A 情報の流通の円滑化を図るために必要な情報を閲覧できます。

【企業等OB人材マッチングサイト】

企業等OB人材とのマッチング支援が受けられます。

【各中小企業支援機関へのリンク集】

利用方法：J-Net21のホームページにアクセスしてください。

HP： <http://j-net21.smrj.go.jp/>

中小企業庁のホームページからもリンクしています。

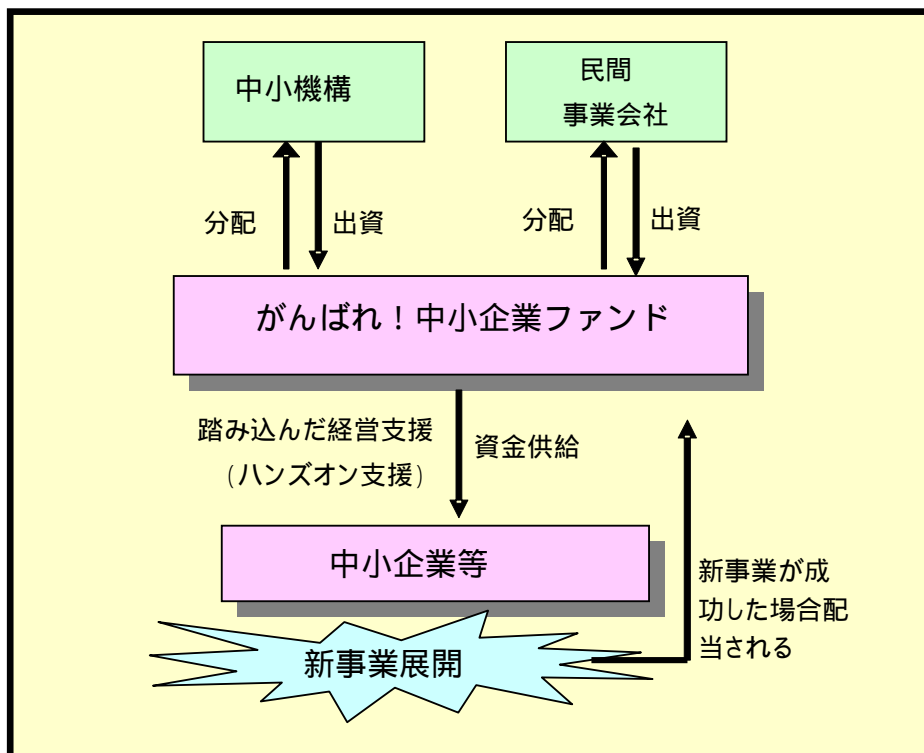
がんばれ！中小企業ファンド

新事業展開に挑戦する中小企業等は、目利き能力や販路ネットワークを有するファンドによる資金供給や販路拡大等、踏み込んだ経営支援を受けることができます。

対象者：新分野進出、新商品の開発など新事業展開にチャレンジしている中小企業の方であって、民間の事業会社等が運営するファンドから、事業に必要な資金調達や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容：中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）した目利き能力や販路ネットワークを有する民間の事業会社等が運営するファンドが、新事業展開にチャレンジしている中小企業等に対し、資金供給と販路拡大等の踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を強力に支援する。

...販路拡大等について、どこまで踏み込んだ支援を行うかは、それぞれのファンドによって異なります。



問い合わせ先：中小企業基盤整備機構 新事業支援部 資金支援課

TEL 03-5470-1570

中小企業基盤整備機構が 管理する団地の利用

中小企業基盤整備機構が管理する以下の団地を利用するには、用途が限定されていますが、経営革新計画の承認企業については、当該団地の用途に限定されることなく、分譲または賃貸でのご利用が可能です。経営革新計画期間が終了しても、引き続き利用は可能です。

中小企業基盤整備機構が管理する団地の種類

- 中核工業団地（工場用）
- オフィス・アルカディア団地（オフィス用）
- 頭脳団地（ソフトウェア業等用）

これらの団地が、その用途に限定されることなく利用できます。

団地所在地

○中核工業団地

青森市、江刺市、宮城県大和町、大衡村、新庄市、米沢市、相馬市、福島県新地町、いわき市、新潟県中条町、栃木県西方町・粟野町、富山市、石川県志賀町、福井県若狭町、松坂市、京都府三和町、豊岡市、出雲市、岡山県勝央町、豊後高田市、串木野市

○オフィス・アルカディア団地

千歳市、弘前市、北上市、石巻市、米沢市、足利市、高岡市、津市、南国市、久留米市、大村市

○頭脳団地

旭川市、岩手県滝沢村、山形市、郡山市、山梨県玉穂町、富山市、海南市、宇部市、大分市

問い合わせ先：経済産業省 地域経済グループ 産業施設課

TEL 03-3501-1677

創業期にある企業への支援

創業期にある企業であれば、経営革新に取り組む企業も以下の支援措置を受けることができます。

○信用保証協会による特例

創業5年未満の中小企業であれば、上限1,500万円まで、無担保・無保証人（その保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く）で信用保証が受けられます。

経営革新計画承認企業に対する信用保証の別枠との併用は可能ですが、本特例を利用するには、無担保保証を、経営革新計画承認企業に対する別枠以外で受けた額が、8,000万円以下であることが必要です。また、小規模企業でなくても対象になります。

○エンジェル税制

個人投資家が、ベンチャー企業の新たに発行する株式を取得した場合及びその株式を譲渡するなどして利益・損失が発生した場合に、課税の特例が受けられます。

この制度を活用することにより、企業の自己資本の充実や投資を受けやすくなります。

【課税の特例措置】

投資時点：投資額をその年の他の株式譲渡益から控除（繰延）

売却時点

イ．譲渡益が発生した場合、1/2に圧縮

ロ．譲渡損が発生した場合、翌年以降3年間繰越し

【対象の会社となる要件】

創業後10年未満の中小企業者（大規模会社の子会社を除く）に該当する未登録・未上場の株式会社であって、次の～のいずれかに該当するもの
…大規模会社とは、資本金1億円以上または従業員千人以上の法人をいいます。

試験研究費等の売上高に占める割合が3%超（設立5年以上10年未満の企業にあっては5%超）、かつ、外部からの投資を投資時点で1/6以上取り入れている会社

日本証券業協会のグリーンシート・エマージング銘柄に指定を受けた会社（取扱証券会社を通じて取得した場合）

経済産業大臣が認定した投資事業有限責任組合を通じて投資を行った会社（認定投資事業有限責任組合を通じて取得した場合）

…現時点で認定されている投資事業有限責任組合は、経済産業省ホームページ内において、公開しております。URLは、以下の通りです。

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/index.html>

問い合わせ先：中小企業庁経営支援部創業連携推進課 TEL 03-3501-1767
経済産業省経済産業政策局新規産業室 TEL 03-3501-1569

